

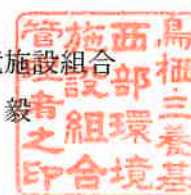
鳥栖・三養基西部環境施設組合
公告第1号

公 告

鳥栖・三養基西部溶融資源化センター解体撤去工事について、条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鳥栖・三養基西部環境施設組合契約事務規則（平成13年規則第6号）の規定により次のとおり公告する。

令和6年9月26日

鳥栖・三養基西部環境施設組合
管理者 岡 毅



1 工事の概要

- (1) 工事番号 鳥三環第68号
- (2) 工事名 鳥栖・三養基西部溶融資源化センター解体撤去工事
- (3) 工事場所 佐賀県三養基郡みやき町大字簗原4372番地
- (4) 工事概要 既存施設解体の設計及び施工を一括して発注する方式により実施する解体工事
(内容)
敷地面積 18,368 m²
延床面積 処理棟 8,626.43 m²、渡り廊下 27.58 m²、小屋 7.20 m²ほか
焼却施設解体 132t/日（66t/24hr×2炉）
鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造
- (5) 予定工期 組合議会の議決を得た日の翌日から令和8年12月28日
- (6) 予定価格 1,437,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない額）
- (7) 最低制限価格 1,200,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない額）

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は次の資格要件を満たす共同企業体とする。

- (1) 共同企業体構成員の参加要件
すべての構成員が次の資格要件を満たすものとする。
 - (ア) 共同企業体は自主的に結成するものとし、2社又は3社による共同企業体とする。
 - (イ) 構成員の最低出資比率は、2社での共同企業体のときは30%以上、3社での共同企業体のときは20%以上であること。

- (ウ) 組合構成市町（鳥栖市・上峰町・みやき町）から競争入札参加者指名停止等の措置要領に基づく指名停止を公告の日から入札の日までの間に受けていないこと。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者を除く。）
- (オ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による解体工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (カ) 本工事の競争に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の代表構成員の参加要件

共同企業体の代表構成員（以下「代表構成員」という。）は、前記（1）の構成員の資格要件を満たす者のうち、次の要件を満たすものとする。

- (ア) 公告の日において、佐賀県若しくは福岡県に本店を有する企業、または佐賀県若しくは福岡県に契約締結等の権限を委任している支店・営業所を有する企業として、組合構成市町（鳥栖市・上峰町・みやき町）のいずれかの競争入札有資格者名簿に解体工事を希望業種として登載されていること。
- (イ) 平成 26 年 4 月 1 日以降公告の日までに元請として竣工した、国または地方公共団体が発注した焼却能力 100 t / 日以上的一般廃棄物焼却施設の解体工事の施工実績を有すること。
- (ウ) 入札参加申請の日以前に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある建設業法の解体業に係る監理技術者又は国家資格（土木一級施工管理技士又は建築一級施工監理技士）を有する技術者を専任で配置できるものであること。
- (エ) 出資比率が最大である者であること。

(3) 共同企業体の代表構成員以外の参加要件

代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、上記（1）の構成員の資格要件を満たす者のうち、次の要件を満たすものとする。

- (ア) 公告の日において、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により、土木一式工事 A 級あるいは建築一式工事 A 級の決定を受けていること。
- (イ) 公告の日において、組合構成市町（鳥栖市・上峰町・みやき町）に本店を有する企業として組合構成市町（鳥栖市、上峰町、みやき町）いずれかの競争入札有資格名簿に解体工事を希望業種として登載されていること。
- (ウ) 入札参加申請の日以前に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある建設業法の

解体業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できるものであること。

(4) 存続期間

(ア) 本工事の相手方となった共同企業体

本工事に係る請負契約の履行後 3 か月を超過した日まで。

(イ) 本工事の相手方とならなかった共同企業体

本工事に係る請負契約が締結された日まで。

3 入札参加申請の方法

次の申請書及び提出書類を A4 版で各 1 部作成し、A4 サイズのフラットファイルに綴じ込み、提出すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書（別紙 1）
- (2) 同種工事施工実績調書（別紙 2） ※代表構成員のみ
- (3) 現場代理人配置予定事前届出書（別紙 3）
- (4) 配置予定技術者資格調書（代表構成員用）（別紙 4）
- (5) 配置予定技術者資格調書（その他構成員用）（別紙 5）
- (6) 共同企業体協定書（別紙 6）
- (7) 共同企業体編成表（別紙 7）

4 入札参加資格確認申請書及び提出書類の受付期間並びに受付場所

(1) 受付期間

公告の日の翌日から令和 6 年 10 月 18 日（金）まで（土・日・祝日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

(2) 受付場所

〒849-0102

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原 4432 番地 リサイクルプラザ 2 階

鳥栖・三養基西部環境施設組合

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。

郵送の場合は令和 6 年 10 月 18 日（金）17 時 00 分必着

(4) 資格確認の連絡

入札参加資格のない者へは令和 6 年 10 月 23 日（水）までに電子メールまたは FAX にて連絡する。

(5) 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等

に虚偽の記載をしたことが判明したときには、入札に参加できないものとする。

(6) 入札参加資格に関する質問

(ア) 質問方法

公告の日の翌日から令和6年10月2日（水）17時00分までに鳥栖・三養基西部環境施設組合（Email: tosu-miyakiseibu@3r-manabi.jp）に電子メールで送付すること。

(イ) 回答期限

令和6年10月4日（金）17時00分までに組合ホームページに回答を掲載する。

5 発注仕様書に関連するその他資料の交付場所及び期間

(1) 場所

〒849-0102

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原 4432 番地 リサイクルプラザ 2 階

鳥栖・三養基西部環境施設組合

(2) 期間

公告の日の翌日から令和6年11月15日（金）まで（土・日・祝日を除く。）の9時00分から17時00分まで。

(3) 方法

電子媒体（CD）での貸し出し（令和6月11日22日（金）までに持参又は郵送にて返却すること。）。

ただし、入札参加資格確認申請書を受付期間内に提出した者に限る。

(4) 発注仕様書等に関する質問

(ア) 質問方法

令和6年10月15日（火）から令和6年10月25日（金）17時00分までに鳥栖・三養基西部環境施設組合（Email: tosu-miyakiseibu@3r-manabi.jp）に電子メールで送付すること。なお、質問は入札参加資格確認申請書を受付期間内に提出した者に限る。

(イ) 回答期限

令和6年10月31日（木）17時00分までに組合ホームページに回答を掲載する。

6 現地確認の申請及び期間

(1) 申請方法

現地確認を希望する者は、令和6年10月2日（水）17時00分までに鳥栖・三養基西部環境施設組合（Email: tosu-miyakiseibu@3r-manabi.jp）に電子メールで現地確認希望日（第1希望日から第3希望日まで）を送付すること。

回答については、令和6年10月4日（金）17時00時までに現地確認を希望した者のみに個別に行う。

(2) 現地確認期間

令和 6 年 10 月 7 日（月）から令和 6 年 10 月 11 日（金）までのうち、午前の部（9 時 00 分から 11 時 30 分まで）及び午後の部（13 時 00 分から 16 時 00 分まで）に分けて行う。なお、現地確認時の質問対応は行わない。

7 入札及び開札について

(1) 入札の方法

郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。

(2) 入札書の到達期限

令和 6 年 11 月 15 日（金）17 時 00 分必着

(3) 郵送先

〒849-0102

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原 4432 番地 リサイクルプラザ 2 階

鳥栖・三養基西部環境施設組合

(4) 提出書類

(ア) 入札書（様式第 1 号）

(イ) 工事費内訳書

(5) 開催の日時及び場所

開札は、一般公開とする。

(ア) 日時

令和 6 年 11 月 18 日（月）11 時 00 分

(イ) 場所

鳥栖・三養基西部環境施設組合 リサイクルプラザ 2 階

(ウ) 入札の取扱い

入札参加者が 1 社の場合であっても有効なものとし、入札は執行する。

8 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約保証金額の 10%以上の納付が必要。ただし、鳥栖・三養基西部環境施設組合契約事務規則で準用する鳥栖市契約事務規則第 26 条第 1 項の規定に基づく担保を供することによって保証金の納付に代えることができる。また、同規則第 27 条第 1 項の規定に基づく履行保証保険契約の締結、又は工事履行保証契約の締結を行った場合は、保証金を免除する。

9 支払条件

(1) 前金払

有（各会計年度における支払限度額の40%以内）

(2) 中間前金払

有（前金払を既に受けており、当該会計年度の工期が2分の1が経過し、当該会計年度の工程表における2分の1の工程が完了している場合、各会計年度における支払い限度額の20%以内）

(3) 部分払

有（各会計年度1回以内）

10 入札の無効

鳥栖・三養基西部溶融資源化センター解体撤去工事入札心得7（無効の入札）のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の辞退

- (1) 入札書の提出前かつ入札書の到達期限内に限り、入札を辞退することができる。また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (2) 辞退届は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出するものとする。
- (3) 辞退届を提出する場合は、「入札辞退届出中」と朱書きした各自の封筒に入れ、表面に工事名と企業名（共同企業体名）を記載し入札書の郵送先へ令和6年11月15日（金）17時00分までに提出するものとする。また、郵送による場合は、令和6年11月15日（金）17時00分必着とする。

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、鳥栖・三養基西部環境施設組合契約事務規則その他入札契約に関する法令等の規定による。
- (2) 本工事に係る下請負契約を締結する場合には、当該下請け契約の相手方を組合構成市町（鳥栖市・上峰町・みやき町）内地元業者の中から選定するよう努めること。
- (3) 本工事は、鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例（平成13年条例第17号）第2条の規定による組合議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、工事請負仮契約を締結し、組合議会の議決後にこれを本契約とする。なお、組合議会の議決が得られなかった場合、仮契約は無効となり、契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても鳥栖・三養基西部環境施設組合は一切の責めを負わない。

13 問い合わせ先

鳥栖・三養基西部環境施設組合 TEL 0942-81-8153